

監査事務局危機管理推進委員会設置要綱

(平成17年1月27日付け16川監第592号)

(目的及び設置)

第1条 監査事務局における危機管理（川崎市危機管理推進会議規程（平成16年川崎市訓令第11号）第1条に規定する危機管理をいう。以下同じ。）に関する事項について検討し、施策の充実を図るため、監査事務局危機管理推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 危機管理に係る計画等（マニュアルを含む。）の策定及び施策の進行管理に関すること。
- (2) その他危機管理に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、監査事務局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、行政監査課長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる職員をもって充てる。

- (1) 財務監査課長
- (2) 財務監査課担当課長

(職務等)

第4条 推進委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長になる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、行政監査課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。